

京都市告示第 237 号

生活保護法第 55 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる機関を、生活保護法第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消します。

令和 2 年 7 月 17 日

京都市長 門川大作

施術機関指定の取消し

施術機関の名称	施術機関の所在地	取消年月日
深山 茂弘 (みやま石原はりきゅうマッサージ治療院)	京都市南区吉祥院 西ノ内町 52 番地 ディアステージ京 都洛南 103 号	令和 2 年 7 月 31 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)